

令和 2 年度

第 423 回山口地方最低賃金審議会

令和 2 年 8 月 31 日（月）14 時 00 分から
県土連ビル 5 階

議 題

- 1 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について
- 2 山口県最低賃金専門部会の廃止について
- 3 山口県特定最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について
- 4 山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続について
- 5 その他

資料目次

- 1 山口地方最低賃金審議会における「据え置き」答申についての異議申立
山口赤十字病院労働組合 執行委員長 出合 仁美
- 2 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出
全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合 執行委員長 藤 裕明
- 3 「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」についての異議申出書
山口県教職員組合 執行委員長 富永 謙一
- 4 山口地方最低賃金審議会における「据え置き」答申に関する異議申し出
山口県教職員組合防府支部 支部長 吉末 功
- 5 山口地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書
コープやまぐち労働組合 執行委員長 長谷川 素子
- 6 山口地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書
生協関連一般労働組合中四国 執行委員長 西崎 直人
- 7 2020年度山口県最低賃金の改正決定に対する異議申出
山口県医療労働組合連合会 委員長 萩原 秀樹
- 8 「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく異議申し出
山口県高等学校教員組合 執行委員長 高見 英夫
- 9 「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく異議申出
山口県自治体労働組合連合 執行委員長 中野 敏彦
- 10 「山口労働局一般公示第76号」にもとづく山口県最低賃金についての異議申出
山口県労働組合総連合 議長 中野 敏彦
山口県労働組合総連合 非正規部会 部会長 平島 真木子
- 11 山口地方最低賃金審議会における「据え置き」答申に関する異議申し出
ユニオン山口 委員長 高根 孝昭
- 12 山口地方最低賃金審議会における「据え置き」答申に関する異議申し出
防府地域労働組合総連合 議長 高津 忠之
- 13 山口地方最低賃金審議会における「据え置き」答申についての異議申立
山口地域労働組合総連合 議長 出合 仁美

- 14 「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく異議申し出
柳井地域労連 議長 田中 正明
- 15 山口地方最低賃金審議会における「据え置き」答申に関する異議申し出
防府市職員労働組合 執行委員長 三沢 孝之
- 16 「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく異議申し出
周南地域労働組合総連合 議長 岡 正浩
- 17 異議申出書
化学一般字部興産労働組合 代表 松富豊代理人弁護士 松田 弘子

2020年8月18日

山口労働局長 村井 完也 殿

山口地方最低賃金審議会における「据え置き」答申についての異議申立

山口赤十字病院労働組合
執行委員長 出合仁美

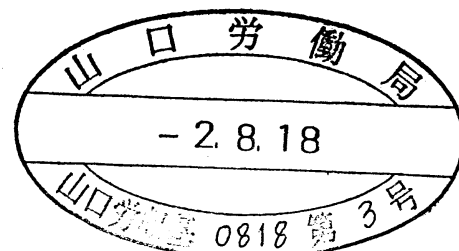
山口地方最低賃金審議会は8月11日、2020年度最低賃金について「現行どおり」とする答申を決定しました。中央最低賃金審議会が「引き上げ凍結」の答申を出しつつも「地域間格差の縮小を求める意見も勘案」するよう地方最低賃金審議会に希望するも、多くの地方最低賃金審議会が「最低賃金引き上げの流れを止めてはならない、地域間格差の是正を」と、1円から3円の引き上げ答申が行われていました。その中での山口地方最低賃金審議会の「据え置き」答申であり、私たち山口赤十字病院労働組合はこの答申に対して強く抗議するものです。

私たちは、医療労働者の労働組合として、労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要だと訴えてきました。「据え置き」答申は、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たすものでなく、労働者・国民の生活の先行き不安をさらに増幅させるものであり、とうてい承服することはできません。

当組合においても、調理室や事務のパート労働者の賃金が最賃すれすれの830円であり、賃上げ交渉をしている最中ですが、病院はコロナ禍による収入大幅減少を理由に据え置きを主張しており、この状態では、国家資格を有しないパート労働者はいつまでも最低賃金での生活を余儀なくされ、独立した生計は立てられません。

現在直面している経済悪化は、コロナ禍以前からの賃金低下、非正規労働者の拡大、消費税引き上げなどによる個人消費の落ち込みから始まっています。困難に陥っている経済を活性化するには、国民の消費購買力を向上させる以外に道はありません。最低賃金の大幅な引き上げや全国一律最低賃金制度の確立は、コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースになるものであり、今こそ、雇用も賃金もしっかり確保すべき時です。また、感染拡大のもとで、日々活躍しているエッセンシャル・ワークの労働現場は、その多くを低賃金の不安定雇用労働者が支えており、その労働に報いることこそ求められています。

そもそも、日本の最低賃金は諸外国から比べてあまりにも低すぎることは誰もが認める事実です。非正規労働者数は労働者全体の約4割を占め、家計の主たる生計者を担っていることが常態化している現在、これまでの「家計補助」的な考え方で低く抑えられてきた最低賃金のあり方こそ抜本的に見直し、客観的な「生計費」から議論を出発すべきです。時給

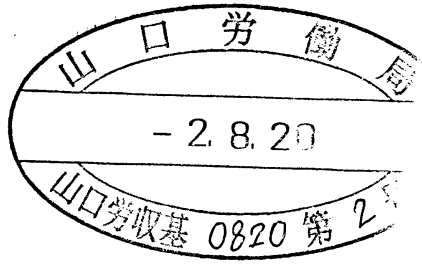


1,000円でも暮らしていけないこと、普通に暮らしていくためには時給1,500円以上が必要であることは、「最低賃金生活体験」や「最低生計費試算調査」で指摘したところです。また、今回の「据え置き」答申は、山口県からの人口流出にさらに拍車をかけるものにほかなりません。

山口地方最低賃金審議会の答申を受けた「異議申出」が公示されました。私たちがたびたび指摘しているように、具体的な金額決定を審議する専門部会や「意見」決定の本審議会が公開されなかったことにあらためて抗議するものです。それは、「異議申出」の内容にもかかわるものだからです。

私たち山口県労連は、今回の答申が、未だ「生計費」を顧みずに決定されたことに怒りを覚えます。「賃金の低廉な労働者の生活の安定」を達成するためには「生計費」こそ重視されなければなりません。引き続き私たちは、山口県の最低賃金を時給1,500円以上に引き上げ、「地域間格差」をなくし、1日も早い全国一律最低賃金制度の実現を求め、奮闘する決意を表明するものです。

以上



2020年8月20日

山口労働局長 村井 完也 様

全国一般労働組合全国協議会
山口連帯労働組
執行委員長 藤 裕

山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出

2020年8月11日付、山口労働局一般公示第76号「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に異議を申し立てます。

1. 異議の内容

- (1) 最低賃金の1時間829円が、あまりにも低すぎる。最低賃金を、まず1時間1300円にして2年かけて1500円にすること。
- (2) あらゆる審議を公開すること。最低でも専門部会の審議は公開すること。

2. 理由

(1) について

1500円という賃金水準について、当組合の7月6日付「山口県最低賃金の改定決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する意見」(以下、「組合意見書」と略す)で述べたとおりです。それにしても1時間829円だと年間労働時間が2080時間としても年収172万円で、ワーキングプアの基準になっている200万円より28万円も少ないではありませんか。しかも前年から据え置きとは、あり得ません。新型コロナウイルスの影響が主な理由と思われれますが、韓国の最低賃金は1.5%アップの770円相当となっています。

最低賃金額が現状の推移をたどれば、地方から都市部への労働者の移動は加速されます。他国への労働者の移動も現実のものになるかもしれません。そして、賃金格差は拡大し、地方の労働者の貧困化は固定化されるにちがいません。

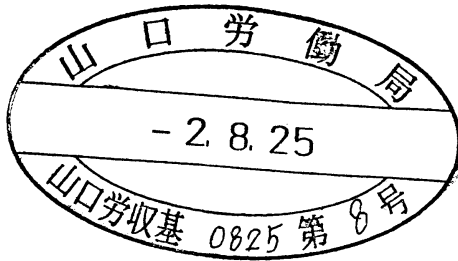
実際、山口県の人口は 1980 年代の 160 万人から減り続け、136 万人になっており、中核都市が 1 つ無くなった状態です。ここで賃金というコストを惜しんでいたら、さらに人口が減り業績悪化で企業の支払い能力が減るという悪循環が続き、長期的には山口県全体にゴーストタウンが拵がってしまうでしょう。疫病対策も兼ねて発想を変えて、都市から地方への人口移転で日本経済を作り替えるためにも、地方での最低賃金の大幅アップは不可欠です。

(2) について

今年から議事要旨がオンラインで公開されることは一步前進で評価したいと思います。議事要旨を閲覧して手書きで写すのは大変な手間です。

しかしながら審議を公開して審議会委員に身の危険や特別な不利益があるとは考えにくいと思います。また、公正な審議を妨げるものでもありません。それは、審議会の公開をもって証明されています。だからこそ、中央審議会運営規定でも原則公開となっているはずで、そして経営者側の論理も公開することで議論はより良いものになるのではないのでしょうか？中国地方でも鳥取県では公開されていますし、今年には広島県も公開されました。この程度のレベルの審議を公開できないでは『民主主義国家』の看板が泣きます。山口県の民度が問われています。

以 上



2020年8月25日

山口労働局
局長 村井 完也 様

山口県教職員組合
執行委員長 富永謙

「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」についての異議申出書

8月11日、山口地方最低賃金審議会は、今年度の山口県最低賃金について「現行どおり」とする答申を決定しました。中央最低賃金審議会が「引き下げ凍結」の答申を出しつつも「地域間格差の縮小を求める意見も勘案」するよう地方最低賃金審議会に希望するも、多くの地方最低賃金審議会が「最低賃金引き上げの流れを止めてはならない、地域間格差の是正を」と、1円から3円の引き上げ答申が行われた。そうした中での山口地方最低賃金審議会の「据え置き」答申であり、私たち山口県教職員組合は、この答申に対して強く抗議するものです。つきましては、以下の「異議申出」を行いますので、取扱いの程よろしくをお願いします。

記

1、異議の内容

- (1) 「最低賃金額 1 時間 829 円」は、昨年度 802 円から 27 円引き上げられたとはいえ、それでも労働者が安心して生活を維持できる賃金とは言えない。生計費原則に基づき、今すぐ「最低賃金 1 時間 1000 円以上」への引き上げを要求する。
- (2) 地域間格差をなくす「全国一律最低賃金制度」創設や、最低賃金引き上げのための国や県からの中小企業に対する公的支援の拡充について、しっかり意見すべきである。
- (3) 山口県最低賃金専門部会の場で、どのような意見が出され、どのように審議が行われたかについて、現在の議事要旨公開だけでは不十分である。すべての会合・審議の傍聴を許可し公開すべきである。

2、異議の理由

- (1) 「最低賃金額 1 時間 829 円」は、昨年 802 円から 27 円引き上げられたとはいえ、それでも労働者が安心して生活を維持できる賃金とは言えない。生計費原則に基づき、今すぐ「最低賃金 1 時間 1000 円以上」への引き上げを要求する、について

現在の「最低賃金時給 829 円」は、労働者が安心して生活を維持できる賃金とは言えない。月額換算（1日8時間・月22日）しても月給14万5904円にしかならず、この賃金で生活を維持するとなると、ダブルワークやトリプルワークで働かざるを得ない状況に何ら変わりはない。「1日8時間働けば普通の暮らしができる賃金を」という私たちの要求とはほど遠い状況である。

県教組も構成団体として参加している山口県労働組合総連合（県労連）が2019年度に実施した「最低生計費試算調査」の結果では、山口市在住の25歳単身世帯で、人並みに生活することができるための賃金は、最低でも「時給1,612円」が必要という結果も出ています。現在の「最低賃金時給829円」はあまりにも低すぎる額です。

また、教育の立場からもの申すと、この間の貧困と格差の拡大が、子どもたちの安心の拠り所である家庭を直撃しており、とりわけ「子どもの貧困率（2015年度）」は13.9%となり、7人に1人

が貧困の中で生活をしている実態である。学びたくても学費が払えず学校を退学したり、進学をあきらめたりする子どもたちが増えている。こうした「子どもの貧困」問題を解決するためには、子どもたちの生活基盤である家庭収入の安定が不可欠であり、最低賃金を今すぐ1,000円以上に引き上げるとは、父母・保護者の賃金上昇にもつながり、家庭収入の引き上げや家庭生活基盤の安定を図ることにもつながります。「子どもの貧困」問題を解決し、誰もが安心して学べ、進学できる社会を実現するためにも、今すぐ「最低賃金時給1000円以上」への引き上げを求めるものです。

- (2) 地域間格差をなくす「全国一律最低賃金制度」創設や、最低賃金引き上げのための国や県からの中小企業に対する公的支援の拡充についてしっかり意見すべきである、について

最低賃金の「ランク制」には大きな問題がある。A~Dランクによる最低賃金の格差が「地域間格差」を生じ、地方から都市部への人口流失の大きな原因ともなっている。県内高校生の就職状況を調べても、県外就職率の増加など、高校生や若者などの労働人口県外流出が、地域経済へも深刻な影を落としている。特に山口県は広島県と福岡県という大都市に挟まれ、最低賃金の高い両県への流出が大きな問題となっている。「全国一律最低賃金制度」の創設は、労働人口の都市部・県外流出を食い止めるうえに有効であり、地域経済活性化にとっても極めて重要である。

また、今回の新型コロナウイルス感染症拡大で改めて浮き彫りとなったが、大都市部への人口集中は、感染症の爆発的拡大という大きな問題を抱えている。感染症拡大を防ぐ立場からも、最低賃金の地域間格差を是正し、大都市部への人口集中を改善し、地域経済の活性化を求めることが重要である。

そうした「労働者の賃金引き上げ」「最低賃金引き上げ」を促進するためにも、労働者の多くが働いている県内中小企業に対する様々な支援施策の拡充も求められている。中小企業使用者が、働く労働者の賃金引き上げを行えるよう、国や県からの公的な支援・財政支出の必要性を、貴審議会としてもっと意見すべきである。

- (3) 山口県最低賃金専門部会の場合、どのような意見が出され、どのように審議が行われたかについて、現在の議事要旨公開だけでは不十分である。すべての会合・審議の傍聴を許可し公開すべきである、について

現在の「議事要旨公開」だけでは不十分である。山口県最低賃金専門部会の場合、どのような意見が、どの委員から出され、どのように審議され、決定に至ったのか、審議会での協議の様子をもっと詳細に報告すべきである。そのためにも、最低賃金決定に関わるすべての会合・審議の傍聴を許可し、完全公開すべきである。そのことは、民主主義の原則や公正・公平な審議を保障する観点からも当然である。

以上

山口労働局長 村井 完也 様

2020年8月12日

山口県教職員組合防府支部
支部長 吉末 啓

山口地方最低賃金審議会における「据え置き」答申に関する異議申し出

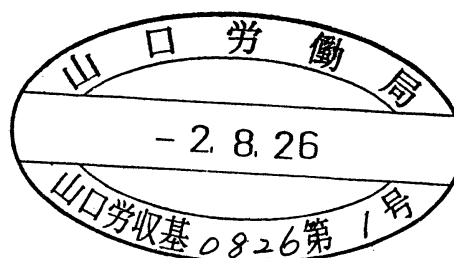
山口地方最低賃金審議会は8月11日、2020年度最低賃金について「現行どおり」とする答申を決定しました。中央最低賃金審議会が「引き上げ凍結」の答申を出しつつも「地域間格差の縮小を求める意見も勘案」するよう地方最低賃金審議会に希望するもとの、多くの地方最低賃金審議会が「最低賃金引き上げの流れを止めてはならない、地域間格差の是正を」と、1円から3円の引き上げ答申が行われていました。その中での山口地方最低賃金審議会の「据え置き」答申であり、私たち山口県教職員組合防府支部はこの答申に対して強く抗議するものです。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要だと訴えてきました。「据え置き」答申は、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たすものでなく、労働者・国民の生活の先行き不安をさらに増幅させるものであり、とうてい承服することはできません。

現在直面している経済悪化は、コロナ禍以前からの賃金低下、非正規労働者の拡大、消費税引き上げなどによる個人消費の落ち込みから始まっています。困難に陥っている経済を活性化するには、国民の消費購買力を向上させる以外に道はありません。最低賃金の大幅な引き上げや全国一律最低賃金制度の確立は、コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースになるものであり、今こそ、雇用も賃金もしっかり確保すべき時です。また、感染拡大のもとで、日々活躍しているエッセンシャル・ワークの労働現場は、その多くを低賃金の不安定雇用労働者が支えており、その労働に報いることこそ求められていました。今回の「据え置き」答申は、山口県からの人口流出にさらに拍車をかけるものにはなりません。

私たち山口県教職員組合防府支部は、今回の答申が、未だ「生計費」を顧みずに決定されたことに憤りを覚えます。「賃金の低廉な労働者の生活の安定」を達成するためには「生計費」こそ重視されなければなりません。

今回の山口地方最低賃金審議会での「最賃据え置き」答申に強く抗議し、異議申し出をするものです。



2020年8月26日

山口労働局長 村井 完也 様

コープやまぐち労働組
執行委員長 長谷川 素

山口地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書

「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」「山口労働局一般公示第76号」に基づいて、最低賃金法第12条の規定により次の通り異議を申し出ます。

記

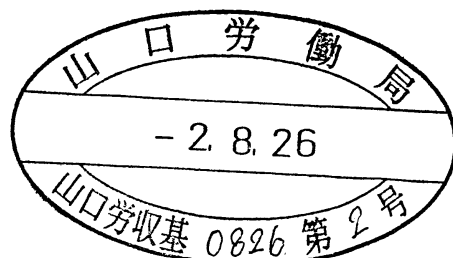
1. 異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、「現行どおり」とすることには不服です。コロナ禍だからこそ賃上げが必要であり、再審議を求めます。
- (2) 生活保護費との比較で問題となっていないことが金額決定の一つの根拠とされていますが、労働者の実態からかけ離れていると考えます。また地域間格差を解消すべく全国一律最低賃金制度の確立を上申する事を求めます。
- (3) 審議会の専門部会を含むすべての審議の場、資料を完全公開とすることを求めます。
- (4) 意見陳述の時間の拡大と、「意義申し出」についての意見陳述の機会を設ける事を求めます。

2. 理由

(1) コープやまぐちには7割近い非正規労働者が働いています。今回の審議会の「現行通り」の答申額829円では、月額換算で145,904円(一日8時間、月22日)にしかありません。近年ではコープやまぐちで得られる給料だけで生活をしている労働者も増え続けており、この間最賃が引き上げられれば、賃金が増えており、最賃の引上げ金額には大いに期待をしていました。しかし山口県では2003円以来17ぶりの「据え置き」答申は到底容認する事は出来ません。この月額では憲法で保障された、「健康で文化的な生活」を営むことは不可能です。最低でも時給1,000円以上は必要です。

1日8時間働けば、自立して健康で文化的な生活を営むことができる最低時給に、一刻も早く引き上げていただくよう要請するものです。



山口県労連が行った最低生計費試算調査でも「ふつうの暮らし」を行うのには、最低でも「時給1600円」は必要だというデータも出ています。最低賃金の引き上げこそが、山口県で働き続ける事が可能になるものだと考えます。また最低賃金は全ての労働者の賃金と生活に関わり、日本経済の行方を左右する重要な施策で、コロナ禍でその重要性がいつそう高まっています。感染拡大のもとで、日々奮闘しているエッセンシャル・ワーカーの労働環境が、その多くを低賃金の不安定雇用労働者が支えており、その労働者に報いることこそが求められています。当事者の声を全面に掲げ、山口地方最低賃金審議会において再審議を求めます。

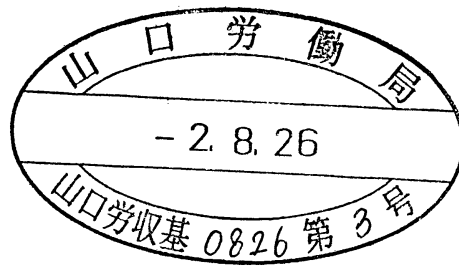
(2) 山口県を含む7道府県が今回の「現行どおり」の答申となりました。その内Cランクは北海道と山口県の2つです。この間Cランクの中でも山口県は順位を落としておる中、更に順位を落とす結果となります。このままではAランクとの格差はますます広がるばかりです。中央最低審議会の公益委員見解の中にも、「地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する」とあり、同時に、昨年度山口県地方最低賃金審議会の公益見解においても、地域間格差を是正することを確認したのに、「現行どおり」の答申には全く納得出来ません。また議事録を見ても最低賃金法9条における「労働者の生計費」に沿った審議にはなっていないと考えます。山口県最低生計費試算調査のデータを用いるべきです。

地域間格差をなくし全国一律最低賃金制度の確立を上申するとともに、最低賃金抑制の根拠ともなっている中小企業への支援を国の責任で運用しやすい制度となるよう要請することも必要です。

(3) 審議会が未だ非公開であることについては、到底納得できません。公開にしない理由は、「率直な意見交換ができない」とのことですが、最低賃金で働いている人たちにとって、その金額を決定する審議会を公にすることは当然の義務ともいえるものではないでしょうか。議事要旨には審議の内容は記載されていますが、その審議の元となる資料は示されず、公益委員の見解も示されていない事からも、全ての審議を完全公開にする事を求めます。

(4) 意見陳述の総時間の上限を作らず、一人あたりの最低陳述時間を確保すべきです。最低賃金近い金額で働いている労働者の意見を聞く機会は重要だと考えます。また「異議申し出」にあたって、審議会の公平性を担保する観点から、意義申し出についても意見陳述の機会を設けることを求めます。

以上



2020年8月26日

山口労働局長 村井 完也 様

生協関連一般労働組合中四国
執行委員長 西崎 正

山口地方最低賃金の改正決定に関する異議申出書

「山口労働局一般公示第76号」にもとづき、山口地方最低賃金審議会から意見提出のあった今年度の山口県最低賃金について、次の通り異議を申し出ます。

記

1. 異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、「現行どおり」とすることには大いに不服です。再審議を求めるものです。
- (2) 審議会、専門部会における審議の場を、完全に公開されなかったことは不服です。とりわけ、専門部会における公益委員見解が明らかにされていないことは不服です。開示を求めるものです。
- (3) 意見陳述の時間の大幅な拡大と、一人当たりの意見陳述時間の確保が行われなかったことは不服です。また、異議申し立てへの意見陳述の機会が設けられなかったことは不服です。

2. 理由

(1) コロナ禍の中で、社会生活に欠かせない仕事につく労働者の多くが、最低賃金近傍で働いている現実をどのようにとらえられたのか、今回の答申は非常に不誠実であると憤りを感じます。

最低賃金引上げと雇用を対立関係に置き、雇用維持のためには最低賃金引上げは1円たりともできないとする考え方は、労働者を雇う経営者としての見識を疑うものです。そもそも憲法25条、労働基準法第1条、および最低賃金法第1条を確保するためには、最低でも「時給1,000円」以上、生計維持にふさわしい「時給1,500円」以上に引き上げる必要性は、これまでも意見陳述などで何度も訴えてきたところです。人を雇うということは、労働者に人らしい暮らしを補償する責任を負うものです。このコロナ禍の中であって、少しでも最

低賃金を上げていこうとする姿勢を全く示さない今回の答申は、最低賃金近傍で働く労働者を愚弄するものでしかありません。

また、今回の答申では、地域間格差は解消するどころか隣県とも格差は開くばかりです。格差を少しでも解消できる絶好のチャンスを、あろうことか失ってしまった答申です。

最低賃金近傍で働く労働者は人間らしい生活を奪われ、若い人は他県へ流出していく、そのような最低賃金を現状でよしとする答申は、雇用云々を言える前提にないと言わざるを得ません。全国一律最低賃金制度を展望した時間給に引き上げる方向にそって、有額の答申をするべきです。そのことが、地域経済の活計化に寄与することは明らかです。

審議の再検討を要請するものです。

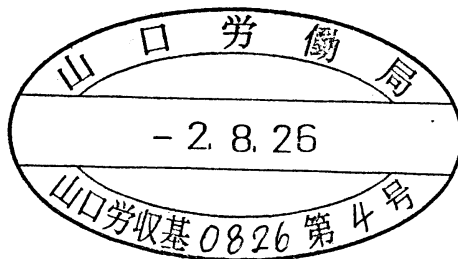
(2)最低賃金額を決定する専門部会、本審議会の議論が公開されないことは、問題です。労働者の生死をも左右する審議を行っていることを重く受け止めていただき、完全なる公開の場での審議を求めるものです。今回の議事要旨を熟読すると、専門部会における公益委員の見解が示されておりません。中央の公益委員見解は開示されており、今回の答申の元となっていることも考えると、是非とも公開していただく必要があります。公益委員見解の開示を求めます。

(3)意見陳述の時間は、現在の一人7分程度では短かすぎます。実際に最低賃金近傍での賃金で生活をしている労働者の意見は、極めて貴重なものです。次年度に向けて、時間の延長を望みます。更に、異議申し立てについても、意見陳述の場を設けられるよう求めます。

このような意見を毎年提出しているにもかかわらず、次年度の審議会では議論もされることなく、従前どおりのスタイルを確認されるのは如何なる理由によるのでしょうか？意義申し出が単なる形式で終わることのないよう求めるものです。

以上

山口労働局長
村井 完也 殿



2020年8月26日

山口県医療労働
委員長 萩
住所 山口市八
山

電話番号 083-920-0663

2020年度山口県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月11日、山口地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を「現行どおり」とする旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安をさらに増幅させるものです。極めて遺憾であり今回の答申に対し、異議を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の山口県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 最低賃金法は、生計費原則を担保するため、生活保護との整合性に配慮するよう求めています。最低賃金と生活保護との比較計算を正当に行えば、改正後の最低賃金額でも、なお生活保護以下です。労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定に見合う水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は184円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上により、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を策定しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

2020年8月20日

山口労働局長
村井 完也 様

山口県高等学校教員組合
執行委員長 高見 英 彦

「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく異議申し出

「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」（山口労働局一般公示第76号）にもとづき、最低賃金法第12条の規定により下記の通り異議を申し出る。

記

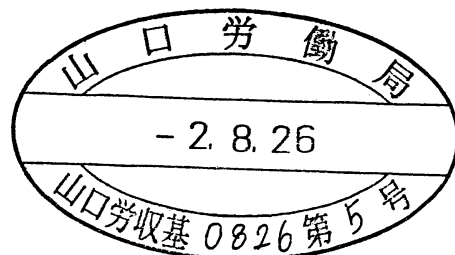
1、異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した2020年度の山口県最低賃金の改正について、「現行通り」とすることには不服である。
- (2) 今年度の山口県の最低賃金を「時給1,500円」、最低でも「時給1,000円」以上とされたい。そのための原資、中小企業対策を政府及び中央最低賃金審議会に要請されたい。
- (3) 最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会や、具体的な最低賃金を決定する審議会が公開されていないことは不当であり、審議の透明性および公平性を高めるために、専門部会を含め、すべて審議の場について完全公開を求める。

2、理由

- (1) 今年度の中央最低賃金審議会における地域別最低賃金答申は「引き上げ凍結」としつつも「地域間格差の縮小を求める意見も勘案」するよう地方最低賃金審査会に希望する下で、多くの地方最低賃金審査会が「最低賃金引き上げの流れは止めず、地域間格差の是正を」と1円から3円の引き上げ答申を行っている。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国は引き上げの目安の提示を断念し、事実上、据え置く方針を示したが、多くの地方の県は人材をつなぎ留めることを意識し、小幅でも引き上げることにこだわった。その中で、山口県最低賃金審議会が「据え置く」との答申を行ったことに、山口県高教組は強く抗議する。

こうした賃金で働かざるを得ない労働者が生活を維持しようとする、ダブルワーク・トリプルワークをこなさなければならず、このことが消費の低迷や少子化に大きな影響を与えていることは明らかである。2010年に政・労・使は「早期に800円以上に、20年度まで平均1,000円をめざす」ことで合意している。この合意からもかけ離れた答申と言わざるを得ない。早急に「時給1,500円」、最低でも当面「時給1,000円」の引き上げを求めるものである。



(2) 最低賃金額に依拠した賃金で働いているのは、新型コロナ感染の可能性の高い最前線に立つエッセンシャルワーカー、非正規労働者や派遣労働者など、最賃額に同一労働同一賃金を破壊されている労働者が多く、命をかけて働いているのであり、ここに至っての山口の「最賃の据え置き」は、まるでその命を値切るような非情な仕打ちである。最賃の額は生きるための最低限の基本額であり、労働の再生産を促す額でなければならない。支払い能力で決めるべきではない。今回のコロナ禍のような混乱の時期に最低賃金を引き上げないということは、実質的には賃下げである。「据え置き」答申は、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさないばかりでなく、労働者・国民の先行きの不安をさらに増幅させ、県内の景気回復を遅らせる要因ともなり県民への不利益を及ぼす。世の中をよく治めて人々の難儀を救済するという意味の「経済済民」が「経済」の語源であることを認識すべきである。

(3) 最低賃金の「ランク制」には大きな問題があり、最低賃金が「地域格差」を生じさせるとともに、地域の賃金水準の決定につながっている。格差の拡大は、労働力の都市圏への流出を促し、地域経済の疲弊を助長させる。実際に山口県内の高卒生の卒業時の県内への就職率の平均は83%でありながら、広島県（42円の差）に接する岩国地区では61%、福岡県（12円の差）に接する下関地区は75%であり若者の県内定住の観点からも、地域間格差を是正する全国一律最低賃金制度の確立こそ求められている。

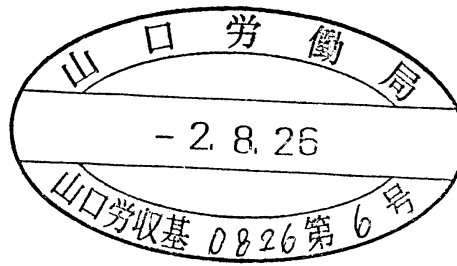
生計費原則に基づき、すべての働く人に人間らしい最低限の生活を保障する全国一律最低賃金制度の確立こそが求められている。

今回の「据え置き」答申は山口県からの人口流出にさらに拍車をかけるものである。

以上のことから、最低賃金を「時給1,500円」以上とし、そのための原資、中小企業対策を政府及び中央最低賃金審議会に要請されることを求める。

(4) 最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会が公開されていないことは極めて不当であり、どのような議論がなされたのかその概要さえ示されていないことも不服である。国民の最低限の権利としての最低賃金決定が密室で行われているということ自体が異常である。夫々の委員には当然、責任を持った発言が期待されており、同時に非公開でなければ意見が言えないというのは、委員としての資質が問われる。また、意見陳述についても、陳述者の意見に対してどのような議論がなされたのか不明瞭である。以上、専門部会を含め、すべての審議の場について完全公開を求めるものである。公開こそが審議会の透明性および公平性を高めるとともに、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第25条）を担うにふさわしい人選がなされているのかどうかを国民・県民が判断することを可能とし、同時に審議会の権威を高めることとなることを指摘する。

以上



2020年8月26日

山口労働局長 村井 完也 様

山口県自治体労働組合連
執行委員長 中野 敏

「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」にもとづき、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第20条の規定にもとづき、次の通り異議を申し出ます。

記

1、異議の内容

- (1) 審議会、専門部会のすべての会合・審議の場を完全に公開されなかったことは不服である。
- (2) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、「現行どおり」とすることには不服である。

2、理由

(1) 異議申出の前提として、審議会、専門部会のすべての会合・審議の場が完全に公開されるべきである。

最低賃金法第12条により準用される同法第11条には地域別最低賃金の改定の際の異議の申出に関する規定が置かれている。

それによれば、「最低賃金審議会の意見の提出があつたときは・・・その意見の要旨を公示しなければならない」（同条第1項）とされ、「労働者は・・・十五日以内に、・・・異議を申し出ることができる」（同条第2項）。また、異議の申出があれば「最低賃金審議会に意見を求めなければなら」ず（同条第3項）、「意見が提出されるまで」は地域別最低賃金の改定は行うことはできない（同条第4項）。

このように、異議申出という制度は、異議の内容そのものについて最低賃金審議会の意見を求め、その意見が提出されるまでは最低賃金の改定すらできないという強い効力を有している。すなわち、最低賃金に関して直接利害を有する関係者に異議申出の機会を保障したものであり、形式的ではなく、実質的な異議の申出が行えることが必要である。

しかし、山口地方最低賃金審議会においては、実質的な金額審理を行う専門部会の場は非

公開とされ、専門部会の場で使用された資料さえ知ることはできず、どのような議論のもと最低賃金審議会の意見がなされたのかが不明である。また、「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」（山口労働局一般公示第76号）は「山口県最低賃金については、現行どおりとする。」とするのみである。これでは、到底実質的な異議の申出の機会が保証されているとは言えない。

議事要旨は公開されるものの、複写はできず閲覧のみである。第2回山口最低賃金審議会最低賃金専門部会の議事要旨には、使用者側委員が「コロナ禍の状況において、最低賃金を引き上げることの重大性を県民に説明できない」との発言があった旨が記載されているが、専門部会を非公開とすること自体が説明責任を放棄しているというほかない。

「率直な意見交換が損なわれるおそれ」というあいまいな理由で異議申出の機会を奪わず、審議会、専門部会のすべての会合・審議の場を完全に公開すべきである。

(2) 現行の山口県最低賃金では、最低賃金法で定められた「労働者の生計費」を考慮したものであるとは到底言えず、憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」には程遠いものである。

時給829円では、フルタイムで働いても月額換算でも145,904円（1日8時間、月22日）としかならない。山口県労連が18年11月から調査した「最低生計費試算調査」では、「普通に」暮らしていくためには時給1,600円程度が必要であることが判明している。最低賃金は、①労働者の生計費、②賃金、③通常の事業の賃金支払い能力という3要素（最低賃金法第9条第2項）のうち、最も重視すべきは①労働者の生計費であり、普通に働いても生活できないワーキングプアという言葉すら生み出した異常な事態が解消されなければならない。

また、議事要旨によれば、使用者側委員は新型コロナウイルス感染症の影響を理由に引き上げに反対している。しかし、使用者側委員は昨年までの最低賃金審議会の場では、春闘結果ないしは賃金改定状況調査結果こそが①労働者の生計費、②賃金、③通常の事業の賃金支払い能力という3要素を総合的に表していると主張してきた。ところが、今年は③通常の事業の賃金支払い能力を重視すべきとし、春闘結果すら反映しないこととなった。このことは、最低賃金法第9条第2項の明文に反する。

一方で、使用者側委員は雇用の確保が最優先をするが、最低賃金を引き上げないことによってどの程度の雇用が確保されるのか、そのような資料は県民に一切示されていない。

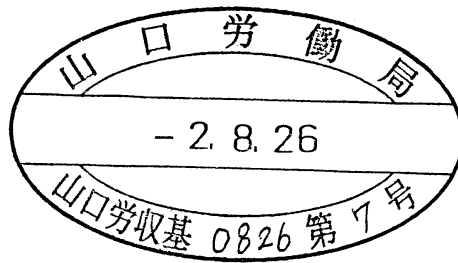
なお、新型コロナウイルス感染症は、当然労働者にも中小企業・小規模事業者にも大きな影響を及ぼしている。しかし、その影響は雇用調整助成金などの各施策で対応すべきことであり、最低賃金近傍で働く労働者に押し付けられるべきものではない。またこれにより、ひいては中小企業・小規模事業者の人手不足に拍車をかけることになりかねない。

労働者側委員が主張するように、中央最低賃金審議会の公益委員見解の中に、「地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する」との文言が記載されている。この言葉の重みを充分考えて、全国的には40県で1～3円プラスの意見が出されている。引き上げなしの意見は東京都・1013円、大阪府・964円、京都府・909円、静岡県・885円、広島県・871円、北海道・861円、山口県・829円のみである。

引き上げなしの意見を提出した7都道府県のうち、一番低額で都市部との地域間格差が大きいのが山口県である。全国的に引き上げがなされるなかで、どのような特殊事情が山口県で存在するのか、専門部会の議事要旨からはまったく伺い知れず、そのような事情があるとも思えない。

以上より、山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口県最低賃金の改正について、「現行どおり」とすることには不服である

以上



2020年8月26日

山口労働局長 村井 完也 様

山口県労働組合総連合
議長 中野 敏

山口県労働組合総連合非正規部会
部会長 平島 真

「山口労働局一般公示第76号」にもとづく山口県最低賃金についての異議申出

山口地方最低賃金審議会から意見提出があった今年度の山口地方最低賃金について、下記の通り異議を申し出ます。

記

1、異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正について「現行どおり」とすることには不服です。
- (2) 「意見」を決定する審議会および専門部会が非公開で進められたことに不服です。

2、理由

- (1) 山口地方最低賃金を829円に据え置くことは、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たすものでなく、労働者・国民の生活の先行き不安をさらに増幅させるものであり、とうてい承服することはできません。

日本の最低賃金は諸外国から比べてあまりにも低すぎることは誰もが認める事実です。非正規労働者数は労働者全体の約4割を占め、家計の主たる生計を担うことが常態化している現在、これまでの「家計補助」的な考え方で低く抑えられてきた最低賃金のあり方こそ抜本的に見直し、客観的な「生計費」から議論を出発すべきです。時給1,000円でも暮らしていけないこと、普通に暮らしていくためには時給1,500円以上が必要であることは、「最低賃金生活体験」や「最低生計費試算調査」で指摘したところです。

現在直面している経済悪化は、コロナ禍以前からの賃金低下、非正規労働者の拡大、消費税引き上げなどによる個人消費の落ち込みから始まっています。困難に陥ってい

る経済を活性化するには、国民の消費購買力を向上させる以外に道はありません。最低賃金の大幅な引き上げや全国一律最低賃金制度の確立は、コロナ禍の経済悪化から脱して、雇用を創出させ、地域経済を活性化させるベースになるものであり、今こそ、雇用も賃金もしっかり確保すべき時です。使用者側委員は雇用の確保が最優先と主張していますが、最低賃金と雇用の関係について客観的な根拠をあきらかにしていません。

新型コロナウイルス感染拡大のもとで、日々活躍しているエッセンシャル・ワークの労働現場は、その多くを低賃金の不安定雇用労働者が支えており、その労働に全く報いるものとなっていません。報いるどころか、逆に春闘における賃上げ率さえ反映されなかったことにより、正規労働者と非正規労働者の賃金格差をさらに拡大させる結果になってしまいます。

中央最低賃金審議会が「引き上げ凍結」の答申を出しつつも「地域間格差の縮小を求める意見も勘案」するよう地方最低賃金審議会に希望するも、多くの地方最低賃金審議会が「最低賃金引き上げの流れを止めてはならない、地域間格差の是正を」と、1円から3円の引き上げ答申が行われていました。その中で山口地方最低賃金審議会の「据え置き」であり、承服しかねます。「現行どおり」と据え置いた山口県にどのような地域的な事情があるのでしょうか。今回の「据え置き」意見は、山口県からの人口流出にさらに拍車をかけるだけでなく、逆に都市部から山口県への転入を阻害するものです。都市部から地方への人口移動はコロナ禍のもとで求められていることです。

- (2) 私たちがたびたび指摘しているように、具体的な金額決定を審議する専門部会や「意見」決定の本審議会が公開されなかったことにあらためて抗議します。それは、「異議申出」の前提にかかわるものだからです。確かに、この間「議事要旨」が公開されるようになったものの、専門部会で提出された資料は明らかににされていません。「現行どおり」とする公益委員会見解も、どのような根拠で「現行どおり」とすることになったのか全く不明です。また、専門部会でも「意見」決定の審議会でも公益委員会見解に対して採決が行われていますが、採決の内容が示されていません。さらに「意見」決定の審議会という重要な場であるにもかかわらず公益委員2名が欠席しており、審議会の信頼性が問われます。

私たちは、審議会および専門部会の完全公開を求めています。それは、第一に最低賃金決定の過程があまりにも不透明であり、国民の知る権利が侵害されていること、第二に公開することで国民の監視が強まり、「健康で文化的な最低限度の生活」が保障される最低賃金となるよう期待しているからに他なりません。審議経過が見えないままでの決定では、審議会に対する社会的不信が高まるのも当然です。

以上、山口地方最低賃金審議会が示した今年度の山口地方最低賃金の改正について「現行どおり」とすることには不服です。暮らせる最低賃金への引き上げに向けて再審議を求めます。

以上

ユニオン山口
委員長 高根 孝

山口地方最低賃金審議会における「据え置き」答申に関する異議申し出

山口地方最低賃金審議会は8月11日、2020年度最低賃金について「現行どおり」とする答申を決定しました。中央最低賃金審議会が「引き上げ凍結」の答申を出しつつも「地域間格差の縮小を求める意見も勘案」するよう地方最低賃金審議会に希望するもとで、多くの地方最低賃金審議会が「最低賃金引き上げの流れを止めてはならない、地域間格差の是正を」と、1円から3円の引き上げ答申が行われていました。その中での山口地方最低賃金審議会の「据え置き」答申であり、私たちユニオン山口はこの答申に対して強く抗議するものです。

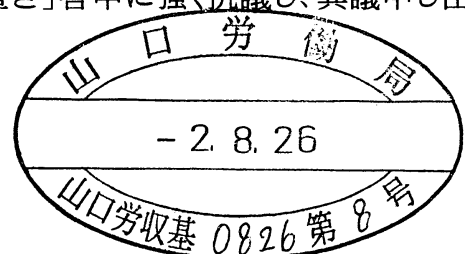
私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要だと訴えてきました。「据え置き」答申は、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たすものでなく、労働者・国民の生活の先行き不安をさらに増幅させるものであり、とうてい承服することはできません。

現在直面している経済悪化は、コロナ禍以前からの賃金低下、非正規労働者の拡大、消費税引き上げなどによる個人消費の落ち込みから始まっています。困難に陥っている経済を活性化するには、国民の消費購買力を向上させる以外に道はありません。最低賃金の大幅な引き上げや全国一律最低賃金制度の確立は、コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースになるものであり、今こそ、雇用も賃金もしっかり確保すべき時です。また、感染拡大のもとで、日々活躍しているエッセンシャル・ワークの労働現場は、その多くを低賃金の不安定雇用労働者が支えており、その労働に報いることこそ求められていました。今回の「据え置き」答申は、山口県からの人口流出にさらに拍車をかけるものにほかなりません。

私たちユニオン山口は、今回の答申が、未だ「生計費」を顧みずに決定されたことに憤りを覚えます。最低賃金審議会で私たちの代表が陳述したように、非正規労働者の多くは、最低賃金に張り付いた時間給で働くことを余儀なくされており、ぎりぎりの日々を送っています。「文化的な生活」とは程遠い現状です。

また、現在の非正規労働者の中には、主たる生計者として家族を養う人たちも多くおり、最低賃金据え置きの影響をさらに強く受けます。「賃金の低廉な労働者の生活の安定」を達成するためには「生計費」こそ最重要視されなければなりません。

今回の山口地方最低賃金審議会での「最賃据え置き」答申に強く抗議し、異議申し出をするものです。



防府地域労働組合
議長 高津 忠

山口地方最低賃金審議会における「据え置き」答申に関する異議申し出

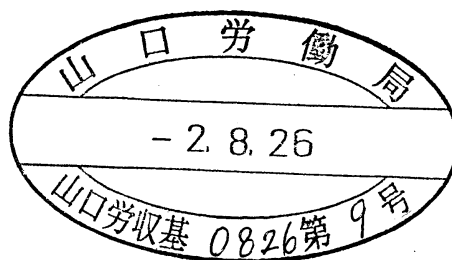
山口地方最低賃金審議会は8月11日、2020年度最低賃金について「現行どおり」とする答申を決定しました。中央最低賃金審議会が「引き上げ凍結」の答申を出しつつも「地域間格差の縮小を求める意見も勘案」するよう地方最低賃金審議会に希望するもとの、多くの地方最低賃金審議会が「最低賃金引き上げの流れを止めてはならない、地域間格差の是正を」と、1円から3円の引き上げ答申が行われていました。その中での山口地方最低賃金審議会の「据え置き」答申であり、私たち防府地域労働組合総連合はこの答申に対して強く抗議するものです。

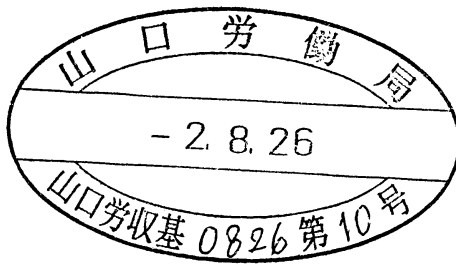
私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要だと訴えてきました。「据え置き」答申は、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たすものでなく、労働者・国民の生活の先行き不安をさらに増幅させるものであり、どうも承服することはできません。

現在直面している経済悪化は、コロナ禍以前からの賃金低下、非正規労働者の拡大、消費税引き上げなどによる個人消費の落ち込みから始まっています。困難に陥っている経済を活性化するには、国民の消費購買力を向上させる以外に道はありません。最低賃金の大幅な引き上げや全国一律最低賃金制度の確立は、コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースになるものであり、今こそ、雇用も賃金もしっかり確保すべき時です。また、感染拡大のもとで、日々活躍しているエッセンシャル・ワークの労働現場は、その多くを低賃金の不安定雇用労働者が支えており、その労働に報いることこそ求められていました。今回の「据え置き」答申は、山口県からの人口流出にさらに拍車をかけるものにははかかなりません。

私たち防府地域労働組合総連合は、今回の答申が、未だ「生計費」を顧みずに決定されたことに憤りを覚えます。「賃金の低廉な労働者の生活の安定」を達成するためには「生計費」こそ重視されなければなりません。

今回の山口地方最低賃金審議会での「最賃据え置き」答申に強く抗議し、異議申し出をするものです。





2020年8月26日

山口労働局長 村井 完也 殿

山口地方最低賃金審議会における「据え置き」答申についての異議申立

山口地域労働組合総連合
議長 出

山口地方最低賃金審議会は8月11日、2020年度最低賃金について「現行どおり」とする答申を決定しました。中央最低賃金審議会が「引き上げ凍結」の答申を出しつつも「地域間格差の縮小を求める意見も勘案」するよう地方最低賃金審議会に希望するも、多くの地方最低賃金審議会が「最低賃金引き上げの流れを止めてはならない、地域間格差の是正を」と、1円から3円の引き上げ答申が行われていました。その中で山口地方最低賃金審議会の「据え置き」答申であり、私たち山口地域労働組合総連合はこの答申に対して強く抗議するものです。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要だと訴えてきました。「据え置き」答申は、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たすものでなく、労働者・国民の生活の先行き不安をさらに増幅させるものであり、とうてい承服することはできません。

当組合においても、退職後再雇用や病院及び介護施設で働く国家資格を持たないパート労働者の賃金が最賃すれすれの830円であり、それらの事業所はコロナ禍による収入大幅減少を理由に据え置きを主張しており、この状態では、パート労働者はいつまでも最低賃金での生活を余儀なくされ、独立した生計は立てられません。しかもそれらの職種は国民の生活に必要な不可欠な医療・介護・福祉・教育に関わるものばかりです。

現在直面している経済悪化は、コロナ禍以前からの賃金低下、非正規労働者の拡大、消費税引き上げなどによる個人消費の落ち込みから始まっています。困難に陥っている経済を活性化するには、国民の消費購買力を向上させる以外に道はありません。最低賃金の大幅な引き上げや全国一律最低賃金制度の確立は、コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースになるものであり、今こそ、雇用も賃金もしっかり確保するべき時です。また、感染拡大のもとで、日々活躍しているエッセンシャル・ワークの労働現場は、その多くを低賃金の不安定雇用労働者が支えており、その労働に報いることこそ求められています。

そもそも、日本の最低賃金は諸外国から比べてあまりにも低すぎることは誰もが認める事実です。非正規労働者数は労働者全体の約4割を占め、家計の主たる生計者を担っていることが常態化している現在、これまでの「家計補助」的な考え方で低く抑えられてきた最低

賃金のあり方こそ抜本的に見直し、客観的な「生計費」から議論を出発すべきです。時給 1,000 円でも暮らしていけないこと、普通に暮らしていくためには時給 1,500 円以上が必要であることは、「最低賃金生活体験」や「最低生計費試算調査」で指摘したところです。また、今回の「据え置き」答申は、山口県からの人口流出にさらに拍車をかけるものにほかなりません。

山口地方最低賃金審議会の答申を受けた「異議申出」が公示されました。私たちがたびたび指摘しているように、具体的な金額決定を審議する専門部会や「意見」決定の本審議会が公開されなかったことにあらためて抗議するものです。それは、「異議申出」の内容にもかかわるものだからです。

私たち山口地域労働組合総連合は、今回の答申が、未だ「生計費」を顧みずに決定されたことに怒りを覚えます。「賃金の低廉な労働者の生活の安定」を達成するためには「生計費」こそ重視されなければなりません。引き続き私たちは、山口県の最低賃金を時給 1,500 円以上に引き上げ、「地域間格差」をなくし、1日も早い全国一律最低賃金制度の実現を求め、奮闘する決意を表明するものです。

以上

2020年8月24日

山口労働局長
村井 完也 様

柳井地域労連
議長 田 中 正 明

「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく異議申し出

「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」（山口労働局一般公示第76号）にもとづき、最低賃金法第12条の規定により下記の通り異議を申し出る。

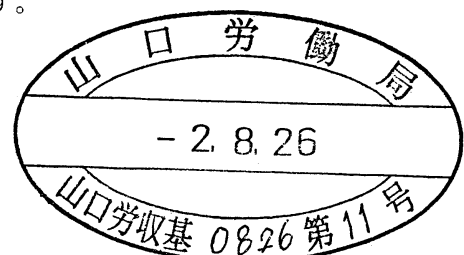
記

1、異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した2020年度の山口県最低賃金の改正について、「現行通り」とすることには不服である。
- (2) 今年度の山口県の最低賃金を「時給1,500円」、最低でも「時給1,000円」以上とされたい。そのための原資、中小企業対策を政府及び中央最低賃金審議会に要請されたい。
- (3) 最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会や、具体的な最低賃金を決定する審議会が公開されていないことは不当であり、審議の透明性および公平性を高めるために、専門部会を含め、すべて審議の場について完全公開を求める。

2、理由

- (1) 多くの地方最低賃金審査会が「最低賃金引き上げの流れは止めず、地域間格差の是正を」と1円から3円の引き上げ答申を行っている。国は事実上、据え置く方針を示したが、多くの地方の県は人材をつなぎ留めることを意識し、小幅でも引き上げることにこだわった。その中で、山口県最低賃金審議会が「据え置く」との答申を行ったことには強く抗議する。
賃金の低さが消費の低迷や少子化に大きな影響を与えていることは明らかであり、2010年に政・労・使は「早期に800円以上に、20年度まで平均1,000円をめざす」ことで合意している。この合意からもかけ離れた答申と言わざるを得ない。
- (2) 最低賃金額に依拠した賃金で働いているのは、新型コロナ感染の可能性の高い最前線に立つ労働者が多く、命をかけて働いているのであり、ここに至っての山口の「最賃の据え置き」は、まるでその命を値切るような非情な仕打ちである。「据え置き」答申は、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさないばかりでなく、労働者・国民の先行きの不安をさらに増幅させ、県内の景気回復を遅らせる要因ともなり県民への不利益を及ぼす。



(3) 最低賃金の「ランク制」には大きな問題があり、最低賃金が「地域格差」を生じさせるとともに、地域の賃金水準の決定につながっている。格差の拡大は、労働力の都市圏への流出を促し、地域経済の疲弊を助長させる。若者の県内定住の観点からも、地域間格差を是正する全国一律最低賃金制度の確立こそ求められている。

今回の「据え置き」答申は山口県からの人口流出にさらに拍車をかけるものである。

以上のことから、最低賃金を「時給 1,500 円」以上とし、そのための原資、中小企業対策を政府及び中央最低賃金審議会に要請されることを求める。

(4) 最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会が公開されていないことは極めて不当であり、どのような議論がなされたのかその概要さえ示されていないことも不服である。国民の最低限の権利としての最低賃金決定が密室で行われているということ自体が異常である。夫々の委員には当然、責任を持った発言が期待されており、同時に非公開でなければ意見が言えないというのは、委員としての資質が問われる。また、意見陳述についても、陳述者の意見に対してどのような議論がなされたのか不明瞭である。以上、専門部会を含め、すべての審議の場について完全公開を求めるものである。公開こそが審議会の透明性および公平性を高めるとともに、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第 25 条）を担うにふさわしい人選がなされているのかどうかを国民・県民が判断することを可能とし、同時に審議会の権威を高めることとなることを指摘する。

以上

山口労働局長 村井 完也 様

2020年8月12日

防府市職員労働組合
執行委員長 三沢 孝

山口地方最低賃金審議会における「据え置き」答申に関する異議申し出

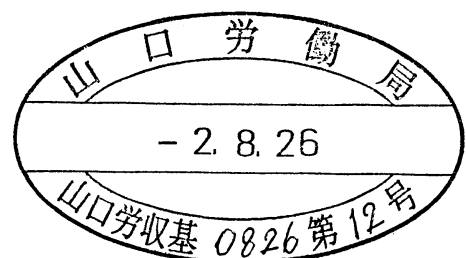
山口地方最低賃金審議会は8月11日、2020年度最低賃金について「現行どおり」とする答申を決定しました。中央最低賃金審議会が「引き上げ凍結」の答申を出しつつも「地域間格差の縮小を求める意見も勘案」するよう地方最低賃金審議会に希望するもとの、多くの地方最低賃金審議会が「最低賃金引き上げの流れを止めてはならない、地域間格差の是正を」と、1円から3円の引き上げ答申が行われていました。その中での山口地方最低賃金審議会の「据え置き」答申であり、私たち防府市職員労働組合はこの答申に対して強く抗議するものです。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要だと訴えてきました。「据え置き」答申は、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たすものでなく、労働者・国民の生活の先行き不安をさらに増幅させるものであり、とうてい承服することはできません。

現在直面している経済悪化は、コロナ禍以前からの賃金低下、非正規労働者の拡大、消費税引き上げなどによる個人消費の落ち込みから始まっています。困難に陥っている経済を活性化するには、国民の消費購買力を向上させる以外に道はありません。最低賃金の大幅な引き上げや全国一律最低賃金制度の確立は、コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースになるものであり、今こそ、雇用も賃金もしっかり確保すべき時です。また、感染拡大のもとで、日々活躍しているエッセンシャル・ワークの労働現場は、その多くを低賃金の不安定雇用労働者が支えており、その労働に報いることこそ求められていました。今回の「据え置き」答申は、山口県からの人口流出にさらに拍車をかけるものにほかなりません。

私たち防府市職員労働組合は、今回の答申が、未だ「生計費」を顧みずに決定されたことに憤りを覚えます。「賃金の低廉な労働者の生活の安定」を達成するためには「生計費」こそ重視されなければなりません。

今回の山口地方最低賃金審議会での「最賃据え置き」答申に強く抗議し、異議申し出をするものです。



2020年8月20日

山口労働局長
村井 完也 様

周南地域労働組合総連
議長 岡 正

「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づく異議申し出

「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」（山口労働局一般公示第76号）にもとづき、最低賃金法第12条の規定により下記の通り異議を申し出る。

記

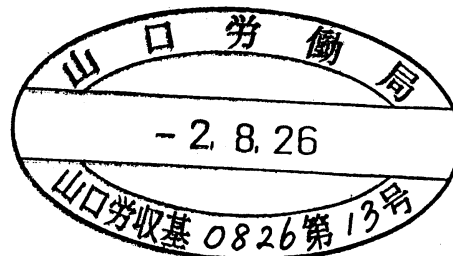
1、異議の内容

- (1) 山口地方最低賃金審議会が示した2020年度の山口県最低賃金の改正について、「現行通り」とすることには不服である。
- (2) 今年度の山口県の最低賃金を「時給1,500円」、最低でも「時給1,000円」以上とされたい。そのための原資、中小企業対策を政府及び中央最低賃金審議会に要請されたい。
- (3) 最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会や、具体的な最低賃金を決定する審議会が公開されていないことは不当であり、審議の透明性および公平性を高めるために、専門部会を含め、すべて審議の場について完全公開を求める。

2、理由

- (1) 今年度の中央最低賃金審議会における地域別最低賃金答申は「引き上げ凍結」としつつも「地域間格差の縮小を求める意見も勘案」するよう地方最低賃金審査会に希望する下で、多くの地方最低賃金審査会が「最低賃金引き上げの流れは止めず、地域間格差の是正を」と1円から3円の引き上げ答申を行っている。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国は引き上げの目安の提示を断念し、事実上、据え置く方針を示したが、多くの地方の県は人材をつなぎ留めることを意識し、小幅でも引き上げることにこだわった。その中で、山口県最低賃金審議会が「据え置く」との答申を行ったことに、周南地域労働組合総連合は強く抗議する。

こうした賃金で働かざるを得ない労働者が生活を維持しようとする、ダブルワーク・トリプルワークをこなさなければならず、このことが消費の低迷や少子化に大きな影響を与えていることは明らかである。2010年に政・労・使は「早期に800円以上に、20年度まで平均1,000円をめざす」ことで合意している。この合意からもかけ離れた答申と言わざるを得ない。早急に「時給1,500円」、最低でも当面「時給1,000円」の引き上げを求めるものである。



(2) 最低賃金額に依拠した賃金で働いているのは、新型コロナウイルス感染の可能性の高い最前線に立つエッセンシャルワーカー、非正規労働者や派遣労働者など、最賃額に同一労働同一賃金を破壊されている労働者が多く、命をかけて働いているのであり、ここに至っての山口の「最賃の据え置き」は、まるでその命を値切るような非情な仕打ちである。最賃の額は生きるための最低限の基本額であり、労働の再生産を促す額でなければならない。支払い能力で決めるべきではない。今回のコロナ禍のような混乱の時期に最低賃金を引き上げないということは、実質的には賃下げである。「据え置き」答申は、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさないばかりでなく、労働者・国民の先行きの不安をさらに増幅させ、県内の景気回復を遅らせる要因ともなり県民への不利益を及ぼす。世の中をよく治めて人々の難儀を救済するという意味の「経世済民」が「経済」の語源であることを認識すべきである。

(3) 最低賃金の「ランク制」には大きな問題があり、最低賃金が「地域格差」を生じさせるとともに、地域の賃金水準の決定につながっている。格差の拡大は、労働力の都市圏への流出を促し、地域経済の疲弊を助長させる。実際に山口県内の高卒生の卒業時の県内への就職率の平均は83%でありながら、広島県（42円の差）に接する岩国地区では61%、福岡県（12円の差）に接する下関地区は75%であり若者の県内定住の観点からも、地域間格差を是正する全国一律最低賃金制度の確立こそ求められている。

生計費原則に基づき、すべての働く人に人間らしい最低限の生活を保障する全国一律最低賃金制度の確立こそが求められている。

今回の「据え置き」答申は山口県からの人口流出にさらに拍車をかけるものである。

以上のことから、最低賃金を「時給1,500円」以上とし、そのための原資、中小企業対策を政府及び中央最低賃金審議会に要請されることを求める。

(4) 最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会が公開されていないことは極めて不当であり、どのような議論がなされたのかその概要さえ示されていないことも不服である。国民の最低限の権利としての最低賃金決定が密室で行われているということ自体が異常である。夫々の委員には当然、責任を持った発言が期待されており、同時に非公開でなければ意見が言えないというのは、委員としての資質が問われる。また、意見陳述についても、陳述者の意見に対してどのような議論がなされたのか不明瞭である。以上、専門部会を含め、すべての審議の場について完全公開を求めるものである。公開こそが審議会の透明性および公平性を高めるとともに、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第25条）を担うにふさわしい人選がなされているのかどうかを国民・県民が判断することを可能とし、同時に審議会の権威を高めることとなることを指摘する。

以上

2020年（令和2年）8月26日

異議申出書

山口労働局長 殿

化学一般宇部興産労働組合

代表 松富豊代理人

弁護士 松田 弘

最低賃金法第12条の規定に基づき、令和2年8月11日に山口地方最低賃金審議会から貴職に答申された最低賃金に関して、以下のとおり異議の申出を行う。

異議の趣旨

山口県最低賃金は、引き上げるのが相当である。

異議の理由

- 1 中央最低賃金審議会は、令和2年7月22日、新型コロナウイルス感染症拡大による経済状況等を考慮し、令和2年度の地域別最低賃金の引上げ額の目安を示さず、据え置きを認める答申をした。

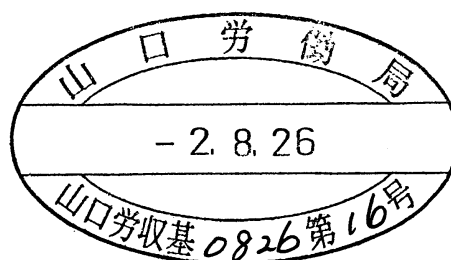
山口地方最低賃金審議会も、雇用維持を最優先として、令和2年8月11日、現行どおり、829円→829円と据え置くことを答申した（資料1）。山口地方最低賃金審議会が据え置きを決めたのは、2004年（平成16年）以降、17年ぶりである（資料3）。

山口地方最低賃金審議会が据え置きを決めたのは、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、雇用維持を最優先にしたからだとされる（資料3、4）。

- 2 しかし、全国47都道府県のうち、据え置きは7都道府県（北海道、東京、静岡、京都、大阪、広島、山口）であり、残る40県は1円から3円の引き上げとなっている（資料2）。このように、多くの県で引き上げとなったのは、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しても、労働者の最低限度の生活を維持するには、賃金の引き上げが必要だと考えられたからである。

また、据え置きを答申した7都道府県のうち、5都道府県はAランク又はBランクであるが、2道県（北海道と山口県）はCランクである（資料2）。もともと賃金の引き上げ額が高ければ、雇用を維持するために今回は賃金を据え置く必要があるかもしれないが、それより賃金の引き上げ額が低かった2道県において、雇用を維持するために賃金を据え置く必要があるとは思えない。

また、Cランク（14道県）のうち、据え置きを決めたのは北海道と山口県のみで



あり、他の12県は、11県が1円の引き上げ、1県（群馬県）が2円の引き上げとなっている（資料2）。12県では賃金を引き上げても雇用が維持されるが、2道県（北海道と山口県）では賃金を据え置かなければ雇用が維持されないとは思えない。

しかも、Dランク（16県）に至っては、全て2円～3円の引き上げとなっている（資料2）。Dランクの県は、他の都道府県より雇用の維持が困難であるように思えるが、全て2円～3円の引き上げとなっているのは、賃金の据え置きが雇用維持と無関係であることを裏付ける。

要するに、雇用維持のためには据え置きが必要だというのは、単なる「甘え」である。公益委員が据え置きを支持したのも、別に雇用維持が必要だと真剣に考えたからではなく、中央最低賃金審議会の答申に従えば、なんとなく「無難」で「公平」な感じを演出できるからである。しかし、実際は引き上げが多数であり、Cランクでありながら据え置きを決定したことは、却って「悪目立ち」する結果となった。

中国地方でも、最も高い金額の広島県（871円）が据え置きを決めたから、賃金格差を縮める絶好の機会だったのに、山口県（829円）だけが格差を縮められず、岡山県は1円縮め（833円→834円）、鳥取県と島根県は2円も縮める（790円→792円）結果となった。

山口労働局長としても、横並びで無難な答申を得たかったらうに、山口地方最低賃金審議会が頓珍漢な答申したおかげで「悪目立ち」してしまい、Cランクでありながら労働者の生活を顧みなかった数少ない1県となり、中国地方で賃金格差を縮める絶好の機会を棒に振って、キャリアに傷がつき、困惑と不満を抱いていることであろう。

- 3 今からでも遅くない。1円だけでも引き上げに変更すべきである。一旦決まれば後戻りできないとか、経営委員から文句を言われるのが嫌とか言うのではなく、大局観に立って、不名誉な結果が永続しないよう、英断を下すべきである。変更の英断を下せば、悪目立ち転じて全国的な評価を得られるであろう。まさに「過ちを改むるに如くは無し」である。

添 付 資 料

- 1 山口労働局長「山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示」
- 2 労働基準局賃金課「すべての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました」別紙「令和2年度地域別最低賃金答申状況」（2020年8月21日付け）
- 3 毎日新聞「最低賃金 17年ぶり据え置き答申 時給829円『雇用が優先』 地方審議会 /山口」（2020年8月13日付け）
- 4 NHK「県内最低賃金 据え置きを答申」（2020年8月17日付け）

以上



山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示

山口労働局 一般公示第 76 号

令和 2 年 8 月 11 日山口地方最低賃金審議会から山口県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、山口県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 12 条の規定に基づき令和 2 年 8 月 26 日までに山口労働局長あて（山口市中河原町 6 番 16 号山口地方合同庁舎 2 号館）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 2 年 8 月 11 日

山口労働局長 村井 完也

記

山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見の要旨

山口県最低賃金については、現行どおりとする。

令和2年8月21日（金）

【照会先】

労働基準局賃金課

課長 大塚 弘満

副主任中央賃金指導官 水島 康雄

(代表) 03-5253-1111

(内線5531、5546)

報道関係者 各位

すべての都道府県で地域別最低賃金の答申 がなされました

～40県で最低賃金を引き上げ、答申での全国加重平均額は902円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が、本日までに答申した令和2年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」という。）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月22日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」などを参考として、各地方最低賃金審議会で調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定です。

【令和2年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・最低賃金の引上げを行ったのは40県で、1円～3円の引上げ（引上げ額が1円は17県、2円は14県、3円は9県）
- ・改定後の全国加重平均額は902円（昨年度901円）
- ・最高額（1,013円）と最低額（792円）の金額差は、221円（昨年度は223円）
- ・最高額に対する最低額の比率は、78.2%（昨年度は78.0%）

㊦ [\(別紙\) 令和2年度地域別最低賃金額答申状況 \(PDF: 129KB\)](#)

㊦ [\(参考\) 地域別最低賃金の改正手続の流れ \(PDF: 46KB\)](#)

令和2年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	改定額【円】 (※1)	引上げ額【円】	発効予定年月日 (※2)
北海道	C	861 (861)	- (※3)	- (※3)
青森	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
岩手	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
宮城	C	825 (824)	1	2020年 10月1日
秋田	D	792 (790)	2	2020年 10月1日
山形	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
福島	D	800 (798)	2	2020年 10月2日
茨城	B	851 (849)	2	2020年 10月1日
栃木	B	854 (853)	1	2020年 10月1日
群馬	C	837 (835)	2	2020年 10月3日
埼玉	A	928 (926)	2	2020年 10月1日
千葉	A	925 (923)	2	2020年 10月1日
東京	A	1,013 (1013)	-	-
神奈川	A	1,012 (1011)	1	2020年 10月1日
新潟	C	831 (830)	1	2020年 10月1日
富山	B	849 (848)	1	2020年 10月1日
石川	C	833 (832)	1	2020年 10月7日
福井	C	830 (829)	1	2020年 10月2日
山梨	B	838 (837)	1	2020年 10月8日
長野	B	849 (848)	1	2020年 10月1日
岐阜	C	852 (851)	1	2020年 10月1日
静岡	B	885 (885)	-	-
愛知	A	927 (926)	1	2020年 10月1日
三重	B	874 (873)	1	2020年 10月1日
滋賀	B	868 (866)	2	2020年 10月1日
京都	B	909 (909)	-	-
大阪	A	964 (964)	-	-
兵庫	B	900 (899)	1	2020年 10月1日
奈良	C	838 (837)	1	2020年 10月1日
和歌山	C	831 (830)	1	2020年 10月1日
鳥取	D	792 (790)	2	2020年 10月2日
島根	D	792 (790)	2	2020年 10月1日
岡山	C	834 (833)	1	2020年 10月1日
広島	B	871 (871)	-	-
山口	C	829 (829)	-	-
徳島	C	796 (793)	3	2020年 10月3日
香川	C	820 (818)	2	2020年 10月1日
愛媛	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
高知	D	792 (790)	2	2020年 10月3日
福岡	C	842 (841)	1	2020年 10月1日
佐賀	D	792 (790)	2	2020年 10月2日
長崎	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
熊本	D	793 (790)	3	2020年 10月1日
大分	D	792 (790)	2	2020年 10月1日
宮崎	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
鹿児島	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
沖縄	D	792 (790)	2	2020年 10月3日
全国加重平均		902 (901)	1	-

※1 括弧内の数字は、改訂前の地域別最低賃金額

※2 発効予定年月日は、異議申立てがなかった場合の日付

※3 地域別最低賃金について、現行どおりの答申があった場合には、当該地域の労働局長は改正決定を行わない。

最低賃金 17年ぶり据え置き答申 時給829円「雇用が優先」 地方審議会 / 山口

毎日新聞 2020年8月13日 地方版

県内の最低賃金について検討する「山口地方最低賃金審議会」（井出泰成会長、15人）は11日、現行の829円（時給）を据え置くよう、山口労働局に答申した。据え置き答申は2003年以来17年ぶり。

山口労働局によると、審議会は04年以降、毎年、最低賃金を上げるよう答申してきた。しかし、今年は新型コロナウイルスショックで、引き上げを求める労働者側委員と、「雇用維持が最優先」と据え置きを求める使用者側委員で意見が割れた。公益委員（識者）が据え置きを支持し、賛成多数で決まったという。

最低賃金の生活を1カ月実体験し、時給を「せめて1000円」への引き上げを求めている県労連の石田高士事務局長は「怒りを覚える。コロナ禍だからこそ引き上げるべきだ。異議申し出をする」と反発している。【降旗英峰】

〔山口版〕

県内最低賃金 据え置きを答申

08月17日 11時26分

県内の最低賃金を引き上げるか議論していた山口労働局の審議会は、新型コロナウイルスの影響で、企業経営の先行きが不透明になっていることを踏まえ、今年度は引き上げを見送る内容の答申をまとめました。

最低賃金が据え置かれるのは、平成15年度以来となります。



最低賃金は企業が従業員に最低限、支払わなければならない賃金で、毎年、厚生労働省の審議会が示す目安をもとに都道府県ごとに決められます。

ことしは国の審議会が事実上、いまの水準に据え置くとする答申をまとめていて、山口労働局の審議会でも、労使の代表などが議論していました。

労働局によりますと、労働組合側はほかの県で引き上げの答申が出ていることから、地域間格差の解消のため引き上げるべきだと求めたのに対し、経営者側は新型コロナウイルスの影響で企業経営の先行きが不透明で、雇用の維持を優先したいとして、据え置きを主張したということです。

労使双方の議論は平行線をたどっていましたが、審議会は最終的に最低賃金の引き上げを見送り、「現行のとおりとする」という内容で山口労働局に答申しました。

最低賃金は今後、異議の申し立てがなければ、昨年度と同じ時給829円に据え置かれる見通しで、据え置きは平成15年度以来となります。

シェアする  

山口のニュース

高温注意情報 熱中症に対策を 8月25日 9時46分 NEW

宇部の3人感染 のべ114人 9時56分 動画 NEW

県内の交通事故 昨年比20%減 9時51分 動画 NEW

4人感染 クラスターの可能性も 8月24日 16時00分 動画

新型コロナ専用相談ダイヤル開設 8月24日 12時42分 動画

安倍首相 在任期間最長で横断幕 8月24日 12時42分 動画

九州豪雨被害 オンライン報告会 8月24日 17時48分 動画

全国のニュース



河井前法相夫妻 参院選めぐり大規模買収事件 きょう初公判 5時01分



株価 一時300円超値上がり NYダウ半年ぶりの高値で買い注文 10時03分



モーリシャス沖 座礁事故の貨物船 沿岸警備隊の呼びかけに応じず 4時46分



新型コロナ 回復の4か月後に再感染のケース 香港大学が発表 4時49分



安倍首相 体調整えながらの新型コロナと経済への対応問われる 5時58分



米共和党 党の大統領候補にトランプ大統領を正式指名 4時59分



大学生の就活 インターンシップ「当たり前」に 6時29分

[全国のニュースを見る](#)



委任状

令和2年8月26日

委任者

山口県宇部市大字小串1978-10

化学一般宇部興産労働組合

代表 松 富 豊

私は次の弁護士を代理人と定め、下記の事項を委任する。

弁護士 松 田 弘 子

山口県弁護士会所属

住 所 山口市駅通り1丁目4番10号 ひまわりビル1階

電 話 083(929)3257

F A X 083(929)3258

記

- 1 令和2年8月11日付け山口労働局一般公示第76号につき山口労働局長あて異議申出書の提出に係る件
- 1 上記に係る一切の件

以上

